

**承継法人に付す条件【在宅系サービス】**  
(全承継法人共通)

1 利用者の権利保全について

- (1) 利用者の尊厳と自立を最大限尊重し、介護事業の公益性、その担い手としての社会的責任を十分に認識し、承継対象となる全事業を継続して運営すること。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めること。
- (3) 承継対象となる全事業に関わる全ての利用者との契約条件を、当該利用者に対して一切の不利益なく継続し、確実かつ円滑に承継する全てのサービス、特に、24時間訪問介護サービス、山間・僻地・離島におけるサービス、障害者自立支援法に基づくサービス等については、継続して提供すること。
- (4) 承継対象となる事業をみだりに他に譲渡・委託等をしてはならないこと。但し、事前に、後述する項目3(7)に規定する第三者機関に対し、文書で承認を得ている場合はこの限りではない。

2 従業員の雇用保全措置等について

- (1) 承継対象となる事業に従事する全ての従業員にとって不利益なく、確実かつ円滑に雇用を継続すること。
- (2) 承継対象となる事業に係る従業員が加盟しているUIゼンセン同盟日本介護クラブユニオンによる活動を妨げないこと。
- (3) 多様な勤務・就労形態の導入、公正な人事処遇制度の構築、適切な職場環境の保持など、従業員の安全で働きやすい環境を確保すること。

3 法令遵守・コンプライアンスについて

- (1) 法令遵守体制を確立すること。
- (2) 企業の行動規範、コンプライアンスに関するマニュアルを策定・整備し、従業員に対する定期的な説明会、教育・研修を徹底する等、上記体制確立のための具体的施策を実施すること。
- (3) 従業員の倫理意識、法令及び行動規範の遵守状況に関するヒアリング調査、実地点検を定期的実施すること。
- (4) 通常の指揮命令系統から独立した内部通報制度又はこれに類する制度が導入され、通報者に関する秘密の保護と情報管理を徹底すること。
- (5) 承継対象となる事業を運営する法人と他の法人(グループ会社含む)との間で取締役を兼務させないこと。
- (6) 行政監査における指摘事項および自主点検の結果による要改善事項の原因を究明し、

全ての事業所において再点検を自主的に行い、その結果に基づいて再発防止措置を講ずること。

- (7) 事業承継後についても、コムスンが利用者に対する信義誠実を果たすため、第三者委員会に替わる第三者機関を設置し、承継先法人の承継条件遵守状況を継続的に確認するので、当該第三者機関に対する上記項目(6)についての報告を行うほか、当該第三者機関が要請する場合は、その調査に協力し、勧告や助言に従うこと。
- (8) 第1項(3)及び同項(4)ならびに本項(7)に違反した場合には、第三者機関が選定する譲渡先に、株式会社コムスンから承継した全事業を取得時と同条件で直ちに譲り渡すこと。

#### 4 責任を持った事業の承継主体であること

- (1) 介護事業の公共性、その担い手としての社会的責任を十分に認識し、利用者をはじめとする社会からの信頼を保持する体制を構築すること。
- (2) 利用者への応対に関する教育・研修制度の実施、応答マニュアルの整備、サービスマニュアル、利用者サポート体制の整備充実等、利用者からの問い合わせ等に誠実に対応する体制の整備等、上記体制構築の為に具体的施策を実施すること。

#### 5 本件の承継対象について

- (1) 承継対象となる建物賃貸借契約における契約上の地位及び当該契約上の権利義務を全て承継すること。
- (2) 承継対象となるリース契約・業務委託契約等の契約上の地位及び当該契約上の権利義務を全て承継すること。

以上

**承継法人に付す条件【在宅系サービス】**  
**(富山県、滋賀県、奈良県、高知県、鹿児島県、沖縄県 対象)**

- 1 利用者の権利保全について
  - (1) 利用者の尊厳と自立を最大限尊重し、介護事業の公益性、その担い手としての社会的責任を十分に認識し、承継対象となる全事業を継続して運営すること。
  - (2) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めること。
  - (3) 承継対象となる全事業に関わる全ての利用者との契約条件を、当該利用者に対して一切の不利益なく継続し、確実かつ円滑に承継する全てのサービス、特に、24時間訪問介護サービス、山間・僻地・離島におけるサービス、障害者自立支援法に基づくサービス等については、継続して提供すること。
  - (4) 承継対象となる事業をみだりに他に譲渡・委託等をしてはならないこと。但し、事前に、後述する項目3(6)に規定する第三者機関に対し、文書で承認を得ている場合はこの限りではない。
  
- 2 従業員の雇用保全措置等について
  - (1) 承継対象となる事業に従事する全ての従業員にとって不利益なく、確実かつ円滑に雇用を継続すること。
  - (2) 承継対象となる事業に係る従業員が加盟しているUIゼンセン同盟日本介護クラフトユニオンによる活動を妨げないこと。
  - (3) 多様な勤務・就労形態の導入、公正な人事処遇制度の構築、適切な職場環境の保持など、従業員の安全で働きやすい環境を確保すること。
  
- 3 法令遵守・コンプライアンスについて
  - (1) 法令遵守体制を確立すること。
  - (2) 企業の行動規範、コンプライアンスに関するマニュアルを策定・整備し、従業員に対する定期的な説明会、教育・研修を徹底する等、上記体制確立のための具体的施策を実施すること。
  - (3) 従業員の倫理意識、法令及び行動規範の遵守状況に関するヒアリング調査、実地点検を定期的実施すること。
  - (4) 通常の指揮命令系統から独立した内部通報制度又はこれに類する制度が導入され、通報者に関する秘密の保護と情報管理を徹底すること。
  - (5) 行政監査における指摘事項および自主点検の結果による要改善事項の原因を究明し、全ての事業所において再点検を自主的に行い、その結果に基づいて再発防止措置を講ずること。

(6) 事業承継後についても、コムスは利用者に対する信義誠実を果たすため、第三者委員会に替わる第三者機関を設置し、承継先法人の承継条件遵守状況を継続的に確認するので、当該第三者機関に対する上記項目(5)についての報告を行うほか、当該第三者機関が要請する場合は、その調査に協力し、勧告や助言に従うこと。

(7) 第1項(3)及び同項(4)ならびに本項(6)に違反した場合には、第三者機関が選定する譲渡先に、株式会社コムスンから承継した全事業を取得時と同条件で直ちに譲り渡すこと。

#### 4 責任を持った事業の承継主体であること

(1) 介護事業の公共性、その担い手としての社会的責任を十分に認識し、利用者をはじめとする社会からの信頼を保持する体制を構築すること。

(2) 利用者への対応に関する教育・研修制度の実施、応答マニュアルの整備、サービスマニュアル、利用者サポート体制の整備充実等、利用者からの問い合わせ等に誠実に対応する体制の整備等、上記体制構築の為の具体的施策を実施すること。

#### 5 本件の承継対象について

(1) 承継対象となる建物賃貸借契約における契約上の地位及び当該契約上の権利義務を全て承継すること。

(2) 承継対象となるリース契約・業務委託契約等の契約上の地位及び当該契約上の権利義務を全て承継すること。

#### 6 譲渡の方法について

利用者の継続的なサービス確保等の観点から、事業の移行についてはスムーズに行い、またその移行の方法について、株式会社コムスンと承継法人とは、密接に協議し、協力しあうこと。

以上

**承継法人に付す条件【在宅系サービス】**  
**(埼玉県 対象)**

1 利用者の権利保全について

- (1) 利用者の尊厳と自立を最大限尊重し、介護事業の公益性、その担い手としての社会的責任を十分に認識し、承継対象となる全事業を継続して運営すること。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めること。
- (3) 承継対象となる全事業に関わる全ての利用者との契約条件を、当該利用者に対して一切の不利益なく継続し、確実かつ円滑に承継する全てのサービス、特に、24時間訪問介護サービス、山間・僻地におけるサービス、障害者自立支援法に基づくサービス等については、継続して提供すること。
- (4) 承継対象となる事業をみだりに他に譲渡・委託等をしてはならないこと。但し、事前に、後述する項目3(7)に規定する第三者機関に対し、文書で承認を得ている場合はこの限りではない。

2 従業員の雇用保全措置等について

- (1) 承継対象となる事業に従事する全ての従業員にとって不利益なく、確実かつ円滑に雇用を継続すること。
- (2) 承継対象となる事業に係る従業員が加盟しているUIゼンセン同盟日本介護クラフトユニオンによる活動を妨げないこと。
- (3) 多様な勤務・就労形態の導入、公正な人事処遇制度の構築、適切な職場環境の保持など、従業員の安全で働きやすい環境を確保すること。

3 法令遵守・コンプライアンスについて

- (1) 法令遵守体制を確立すること。
- (2) 企業の行動規範、コンプライアンスに関するマニュアルを策定・整備し、従業員に対する定期的な説明会、教育・研修を徹底する等、上記体制確立のための具体的施策を実施すること。
- (3) 従業員の倫理意識、法令及び行動規範の遵守状況に関するヒアリング調査、実地点検を定期的実施すること。
- (4) 通常の指揮命令系統から独立した内部通報制度又はこれに類する制度が導入され、通報者に関する秘密の保護と情報管理を徹底すること。
- (5) 承継対象となる事業を運営する法人と他の法人(グループ会社含む)との間で取締役を兼務させないこと。
- (6) 行政監査における指摘事項および自主点検の結果による要改善事項の原因を究明し、

全ての事業所において再点検を自主的に行い、その結果に基づいて再発防止措置を講じること。

- (7) 事業承継後についても、コムスは利用者に対する信義誠実を果たすため、第三者委員会に替わる第三者機関を設置し、承継先法人の承継条件遵守状況を継続的に確認するので、当該第三者機関に対する上記項目(6)についての報告を行うほか、当該第三者機関が要請する場合は、その調査に協力し、勧告や助言に従うこと。
- (8) 第1項(3)及び同項(4)ならびに本項(7)に違反した場合には、第三者機関が選定する譲渡先に、株式会社コムスンから承継した全事業を取得時と同条件で直ちに譲り渡すこと。

#### 4 責任を持った事業の承継主体であること

- (1) 介護事業の公共性、その担い手としての社会的責任を十分に認識し、利用者をはじめとする社会からの信頼を保持する体制を構築すること。
- (2) 利用者への対応に関する教育・研修制度の実施、応答マニュアルの整備、サービスマニュアル、利用者サポート体制の整備充実等、利用者からの問い合わせ等に誠実に対応する体制の整備等、上記体制構築の為の具体的施策を実施すること。

#### 5 本件の承継対象について

- (1) 承継対象となる建物賃貸借契約における契約上の地位及び当該契約上の権利義務を全て承継すること。
- (2) 承継対象となるリース契約・業務委託契約等の契約上の地位及び当該契約上の権利義務を全て承継すること。

#### 6 地域における特定事項

株式会社コムスンが県に提出した、改善勧告に対する改善報告書に記載する事項について、承継後も引き継いで改善もしくは改善維持していくこと。

以上

承継法人に付す条件【在宅系サービス】  
(京都府 対象)

## 1 利用者の権利保全について

- (1) 利用者の尊厳と自立を最大限尊重し、介護事業の公益性、その担い手としての社会的責任を十分に認識し、承継対象となる全事業を継続して運営すること。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めること。
- (3) 承継対象となる全事業に関わる全ての利用者との契約条件を、当該利用者に対して一切の不利益なく継続し、確実かつ円滑に承継する全てのサービス、特に、24時間訪問介護サービス、山間・僻地におけるサービス、障害者自立支援法に基づくサービス等については、継続して提供すること。
- (4) 承継対象となる事業をみだりに他に譲渡・委託等をしてはならないこと。但し、事前に、後述する項目3(7)に規定する第三者機関に対し、文書で承認を得ている場合はこの限りではない。

## 2 従業員の雇用保全措置等について

- (1) 承継対象となる事業に従事する全ての従業員にとって不利益なく、確実かつ円滑に雇用を継続すること。
- (2) 承継対象となる事業に係る従業員が加盟しているUIゼンセン同盟日本介護クラブユニオンによる活動を妨げないこと。
- (3) 多様な勤務・就労形態の導入、公正な人事処遇制度の構築、適切な職場環境の保持など、従業員の安全で働きやすい環境を確保すること。

## 3 法令遵守・コンプライアンスについて

- (1) 法令遵守体制を確立すること。
- (2) 企業の行動規範、コンプライアンスに関するマニュアルを策定・整備し、従業員に対する定期的な説明会、教育・研修を徹底する等、上記体制確立のための具体的施策を実施すること。
- (3) 従業員の倫理意識、法令及び行動規範の遵守状況に関するヒアリング調査、実地点検を定期的実施すること。
- (4) 通常の指揮命令系統から独立した内部通報制度又はこれに類する制度が導入され、通報者に関する秘密の保護と情報管理を徹底すること。
- (5) 承継対象となる事業を運営する法人と他の法人(グループ会社含む)との間で取締役を兼務させないこと。
- (6) 行政監査における指摘事項および自主点検の結果による要改善事項の原因を究明し、

全ての事業所において再点検を自主的に行い、その結果に基づいて再発防止措置を講ずること。

(7) 事業承継後についても、コムスンは利用者に対する信義誠実を果たすため、第三者委員会に替わる第三者機関を設置し、承継先法人の承継条件遵守状況を継続的に確認するので、当該第三者機関に対する上記項目(6)についての報告を行うほか、当該第三者機関が要請する場合は、その調査に協力し、勧告や助言に従うこと。

(8) 第1項(3)及び同項(4)ならびに本項(7)に違反した場合には、第三者機関が選定する譲渡先に、株式会社コムスンから承継した全事業を取得時と同条件で直ちに譲り渡すこと。

#### 4 責任を持った事業の承継主体であること

(1) 介護事業の公共性、その担い手としての社会的責任を十分に認識し、利用者をはじめとする社会からの信頼を保持する体制を構築すること。

(2) 利用者への対応に関する教育・研修制度の実施、応答マニュアルの整備、サービスマニュアル、利用者サポート体制の整備充実等、利用者からの問い合わせ等に誠実に対応する体制の整備等、上記体制構築の為の具体的施策を実施すること。

#### 5 本件の承継対象について

(1) 承継対象となる建物賃貸借契約における契約上の地位及び当該契約上の権利義務を全て承継すること。

(2) 承継対象となるリース契約・業務委託契約等の契約上の地位及び当該契約上の権利義務を全て承継すること。

#### 6 地域における特定事項

利用者の事業者の選択、事業所運営の透明性向上を目的として、今後、京都府の推奨する「第三者評価」を受けること。

以上

## 在宅系サービスの承継法人選定経過について

本件審査にかかる選定過程は、次のとおりである。

7月31日 □事業移行計画発表

8月1日 □公募要項発表、公募参加表明書受付開始

8月10日 □在宅系サービス公募参加表明書提出期限、WEBエントリー数1012件（延べ）、正式応募数675件252法人

8月17日 ○第2回第三者委員会  
・在宅系審査基準指針決定、資格審査通過法人決定

8月20日 □事業承継申込書提出期限

8月27日 ○第3回第三者委員会  
・審査

9月4日 ○第4回第三者委員会  
・審査、移行先選定